

島田市自治基本条例 素案（実効性の確保部分）

第10章 協働のまちづくり推進委員会

（設置）

第27条 この条例の目的を達成するため、島田市協働のまちづくり推進委員会（以下「委員会」という。）を置く。

（所掌事務）

第28条 委員会は、市長の諮問に応じ、次に掲げる事項について調査審議し、答申する。

- （1）協働のまちづくりの視点に立った事業の実施手法及び検証に関すること。
- （2）市民参加の方法に関すること。
- （3）この条例の改正に関すること。
- （4）前3号に掲げるもののほか、この条例に係る重要事項に関すること。

2 委員会は、前項の規定による調査審議を行うほか、協働のまちづくりに関する情報を収集し、協働のまちづくりの円滑な実施に向けて協議を行う。

3 委員会は、協働のまちづくりの推進に関する事項について、市長に意見を述べることができる。

（委任）

第29条 委員会の組織及び運営について必要な事項は、規則で定める。

島田市協働のまちづくり推進委員会規則 素案

（趣旨）

第1条 この規則は、島田市自治基本条例（平成●年島田市条例第●号）第●条の規定に基づき設置する島田市協働のまちづくり推進委員会（以下「委員会」という。）に関し必要な事項を定めるものとする。

（組織）

第2条 委員会は、委員15人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 学識経験者
- (2) 市内で活動する特定非営利活動法人の代表者
- (3) 島田市まちづくり支援事業交付金の交付実績のある団体の代表者
- (4) 島田市市民活動室に登録している団体の代表者
- (5) 公募市民
- (6) 前各号に掲げる者のほか、市長が必要と認める者

（任期）

第3条 委員の任期は、2年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

（委員長及び副委員長）

第4条 委員会に、委員長及び副委員長各1人を置く。

2 委員長及び副委員長は、委員の互選により定める。

3 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。

4 委員長は、委員会の会議（以下「会議」という。）の議長となる。

5 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときはその職務を代理し、委員長が欠けたときはその職務を行う。

（会議）

第5条 会議は、委員長が招集する。

2 会議は、委員の半数以上が出席しなければ開くことができない。

3 会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

4 委員会は、必要があると認めるときは、関係者を出席させて、必要な説明を求め、又は意見を述べさせることができる。

（庶務）

第6条 委員会の庶務は、地域生活部地域づくり課において処理する。

（その他）

第7条 この規則に定めるもののほか、委員会に関して必要な事項は、会長が別に定める。

協働のまちづくり推進委員会イメージ

■ 所掌事務

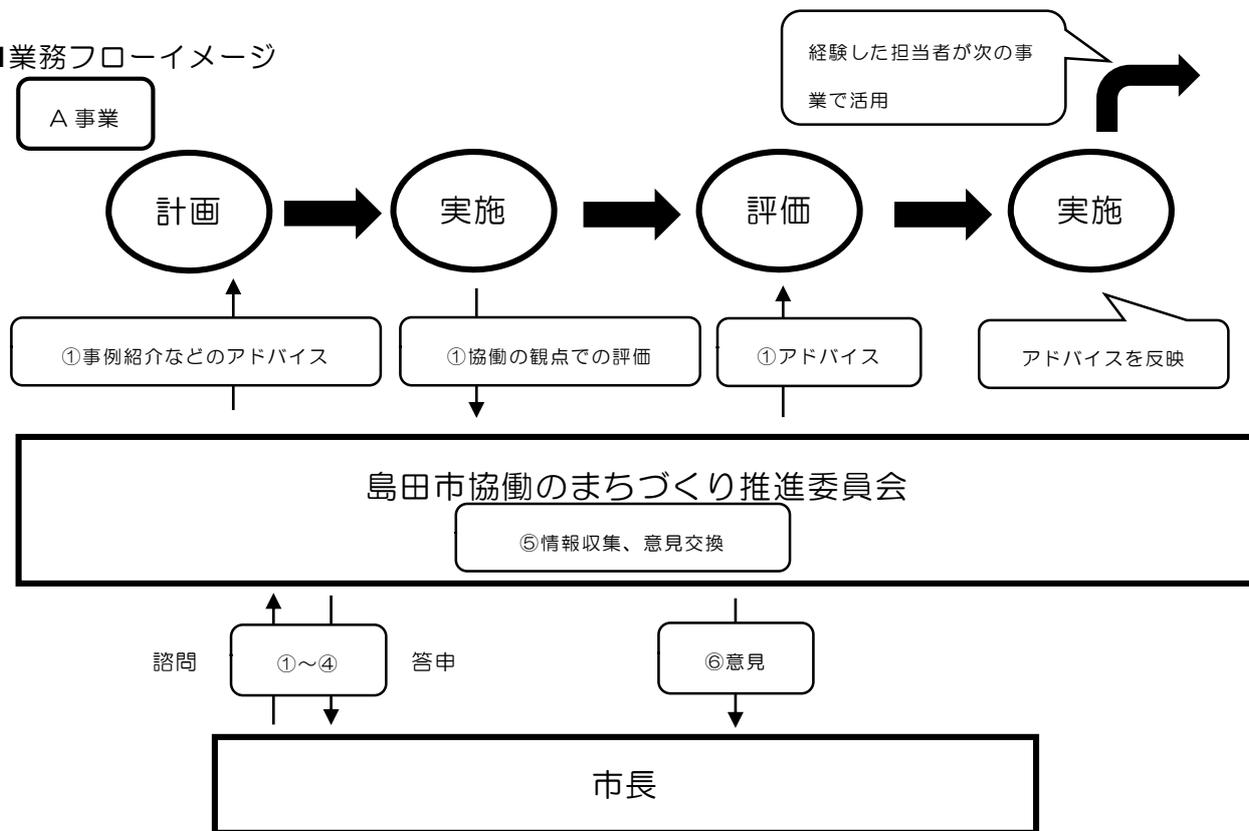
（諮問）

- ① 協働の視点に立った事業の実施手法、評価
- ② 市民参加の方法                      ③ 条例の改正                      ④ その他条例に係る重要なこと

（協議事項） ⑤ 協働事業の情報収集を行い、円滑な実施に向けての協議

（その他） ⑥ 協働事業について市長に意見を述べる事ができる

■ 業務フローイメージ



■ 効果

- 評価事業を積み重ねることにより、市の協働のモデルが確立される。
- 事業担当者が協働の手法を次の事業に活用する。

■ 課題

- 数字での評価が困難な協働のまちづくりの推進をどう評価するか。
- 第三者（市民）に評価してもらうために何をするか。

→ 評価事業（実施担当者）数積み上げによる評価